

| | |
|---------|--------|
| 札幌市監査委員 | 谷本雄司 |
| 同 | 窪田もとむ |
| 同 | こんどう和雄 |
| 同 | 谷沢俊一 |

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に規定する監査を、下記の部局等を対象として行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

監査の対象

- | | |
|------------------|----------------------------------|
| 1 定期監査(事務監査) | 3 出資団体等監査 |
| 総務局 東京事務所 | 札幌市森林組合 |
| 財政局 税政部 | 財団法人 札幌市水道サービス協会 |
| | 財団法人 札幌市公園緑化協会 |
| | 株式会社 札幌振興公社 |
| | 公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会 |
| 観光文化局 観光コンベンション部 | 公園緑化協会・中島公園コンソーシアム |
| | 公園緑化協会・前田森林公園コンソーシアム |
| | 稲積公園グループ |
| 教育委員会 中央図書館 | SORA—SCC共同事業体 |
| | 社団法人 札幌市友会 |
| | 公益財団法人 札幌交響楽団 |
| 2 定期監査(工事監査) | |
| 都市局 市街地整備部 | |
| 交通局 高速電車部 | |
| 白石区 土木部 | |
| 厚別区 土木部 | |

出資団体等監査

平成23年度出資団体等監査報告書

第1 監査の対象

| 対象団体名 | 監査の種別 | 出資団体 | 財政援助 団体 | 公の施設 指定管理者 |
|--------------------------------------|-------|------|------------|---------------|
| 札幌市森林組合 | | ○ | | |
| 財団法人札幌市水道サービス協会 | | ○ | | |
| 財団法人札幌市公園緑化協会 | | ○ | | ○ |
| 株式会社札幌振興公社 | | ○ | ○ | ○ |
| 公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル 組織委員会 | | ○ | ○ | |
| 公園緑化協会・中島公園コンソーシアム | | | | ○ |
| 公園緑化協会・前田森林公園コンソーシアム | | | | ○ |
| 稲積公園グループ | | | | ○ |
| SORA-SCC共同事業体 | | | | ○ |
| 社団法人札幌市友会 | | | | ○ |
| 公益財団法人札幌交響楽団 | | | ○ | |

第2 監査の範囲 主として平成22年度の当該監査種別に係る出納その他の事務

第3 監査の方法

前記事務を対象として、これらの事務が適正に執行されているかどうかについて実施し、監査に当たっては、抽出により関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

第4 監査の期間 平成23年9月8日から同年12月16日まで

第5 監査の結果

おおむね良好と認められたが、下記のとおり一部の団体において改善及び検討を要する事項がみられた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

1 出資団体監査

(1) 領収書の取扱いについて改善すべきもの

【公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会】

領収書の取扱いにおいて、下記の事例がみられたので、その管理及び発行の方法を改善されたい。

ア 払い出し前の領収書簿冊が、そのまま使用可能な状態で、鍵の掛からないロッカーに保管されていた。また、領収書簿冊の保管数量が帳簿上明確になっていなかった。

イ 発行した領収書に、金額、日付、宛名を訂正したものが多数みられた。

(2) 収納金の管理について

【同上】

収納金については、速やかに銀行に預け入れ、収納金をもって繰替払いをしてはならないこととなっているが、実際には収納金から小口現金の支払いがなされていたことから、適正な管理に努められたい。

(3) 現金出納簿の記載を適正に行うべきもの

【札幌市森林組合】

事業収入を現金で受領するときには、現金出納簿に記載すべきであるが、その記載がなされていないものがあつた。

今後は、現金を取り扱う上での関係規程等に対する理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。

(4) 現金徴収に係る事務処理を適正に行うべきもの

【株式会社札幌振興公社】

公金徴収受託者として徴収した使用料(動物園入園料金)について、現金をチェックして、「売上金額と現金有高が記載された関係書類」の「現金有高」が間違っていることを発見した際、これを修正せず、さらにその後のチェックが不十分だったため、この修正漏れを発見できなかった事例がみられた。現行のチェック体制を点検し、現金徴収に係る事務処理を適正に行われたい。

(5) 金券類の在庫枚数を見直すべきもの

【財団法人札幌市水道サービス協会】

特定業務に使用するため保有している切手類について、平成22年度末の在庫枚数が平成22年度中に使用した枚数を上回っていた。過剰在庫を抱えることで、紛失や盗難等の事故を招く危険性が高まり、資金(現預金)を減少させることにもなるので、適正在庫枚数を設定し、それを維持するよう努められたい。

(6) 事業管理費の振替処理を適正に行うべきもの

【札幌市森林組合】

当組合は、現場部門と管理部門に分けて経理されており、職員が掛け持ちで勤務していることから、当初、人件費を管理部門の事業管理費で支出し、年度末にその一部を現場部門の経費である森林整備費又は森林環境教育費に振替えている。しかし、法定福利費である健康保険料と厚生年金保険料は一体で振替えるべきであるが、健康保険料は森林整備費へ、厚生年金保険料は森林環境教育費へ振替のような合理性を欠く処理を行っており、この他、借上料や損害保険料等の振替でも不明確な振替処理を行っていた。

今後は、職員の現場業務・管理業務の業務割合を算定して、給料を含めた人件費の再配分を行った上で、振替処理等をするべきである。その他の経費についても、事務事業の実態に応じて適正に振替処理等を行うなど適正な事務処理の執行に努められたい。

(7) 契約事務を適正に行うべきもの

【財団法人札幌市公園緑化協会】

ア 規程の不備

予定価格が100万円を超える物品購入については、当団体の契約事務取扱要綱では競争入札に付さなければならないが、一方で物品購入事務に関して平成22年4月に物品購入事務取扱細則を制定し、この細則では見積合せによる随意契約で行うと規定されている。

平成23年3月に購入した前田森林公園トラクタについてはこの細則に基づいて見積合せによる随意契約により購入事務を行っていた。

当団体の契約事務取扱要綱と物品購入事務取扱細則の内容に整合性がないものとなっているが、より上位の規程である要綱に基づき競争入札を行うことが正しい事務処理であると判断される。ついでには契約関係の規程整備を行い、適正な契約事務の執行に努められたい。

イ 競争性・透明性の確保

予定価格が100万円を超える委託業務については、当団体の契約事務取扱要綱では競争入札に付きなければならないが、公園内トイレ清掃業務については業務の効率化等の理由から、札幌市が発注している指定管理対象外の公園トイレ清掃業者の2業者に限定して、見積合せにより契約を締結していた。

競争性・透明性を確保するためには原則である競争入札を実施し、よって適正な契約事務の執行に努められたい。

(8) 契約書の作成等を適正に行うべきもの

【公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会】

契約書と仕様書は本来一体の書類であるが、現状は大部分が一体になっておらず、仕様書の変更や差し替えが容易にできる状態になっている。また、契約書等に記載のない業務が実施されている事例や、反対に契約内の業務と思われるものを契約外として取り扱っている事例、あるいは契約書上は総額が確定しているのに、概算払いであったと認識して精算している事例など、契約方法に不備があると思われるものがみられることから、適正な契約書類の作成に努められたい。

(9) 旅費・実費弁償の取扱いについて（意見）

【札幌市森林組合】

組合職員の旅費等の支給において、支給の根拠、対象、要件等が不明瞭なものがみられた。また、当組合の役員推薦会議において日当等を支給しているが、その根拠規定がなかった。

職員及び組合員の旅費等の支給においては、組合の旅費・実費弁償規程に基づいて支給するのが望ましいことから、同規程の見直しが必要に思われる。

(10) 旅費に関する規程について（意見）

【株式会社札幌振興公社】

平成20年4月1日から現行の役員旅費規程が施行されているが、日当について本市の水準を相当額上回っている。経費節減の観点から見直しの余地があると思われるので、検討されることを望む。

(11) 特定資産の管理について(意見)

【財団法人札幌市水道サービス協会】

当団体では、職員研修積立資産・経営安定積立資産など5種類の特定資産を保有している。このうちの職員研修積立資産については、必要額を見積り、そのうちどの程度の資金をいつまでに確保する必要があるか見通せず、積立計画(引当計画)を定めることが難しいことから、「特定の目的のために用途、保有または運用方法等に制約が存在する資産」である特定資産には馴染まないと思われる。また、経営安定積立資産については、当団体が定めた取扱要領の規定等が具体性に欠け、明確になっていないので、取扱基準(目的、積立方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法、その他)を再整備されることを望む。

(12) 資金の運用について(意見)

【株式会社札幌振興公社】

有価証券による運用において、いわゆる仕組債が含まれており、満期保有目的ではあるものの、大きな評価損が生じている状態にある。このように大きな評価損が生じているような場合には、取締役会等において、決算書類等への表示による包括的な承認を得るのみならず、その内容等に関する具体的な説明、報告を行い、取締役等の間で情報を共有することが重要だと思われる。

また、このような資金がある一方で、藻岩山再整備事業に伴って、相当額の借入金が生じている。今後、資金の運用においては、信用リスクのみならず、流動性(換金性)についても考慮の上、その運用方法を検討することも重要だと思われる。

(13) 大倉山事業部門「直営事業」の収支について(意見)

【同上】

当団体の事業は、一般管理部門と6事業部門(不動産賃貸、駐車場、情報館喫茶、大倉山、藻岩山、円山)に分類することができる。このうち「大倉山」事業部門については、さらに札幌市の指定管理者としての事業と当団体の直営事業(レストラン、売店、リフト、共通経費)に区分することができる。当該直営事業の直近5事業年度における収支状況は次のとおりであり、大幅なマイナスとなっていることから、事業を見直すなど一層の経営安定に努められることを期待する。

(参 考)

大倉山事業部門「直営事業」の直近5事業年度の収支状況 (単位:千円)

| | 第50期 | 第51期 | 第52期 | 第53期 | 第54期 |
|------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 会計年度 | H18. 4. 1～ H19. 3. 31 | H19. 4. 1～ H20. 3. 31 | H20. 4. 1～ H21. 3. 31 | H21. 4. 1～ H22. 3. 31 | H22. 4. 1～ H23. 3. 31 |
| 経常収益 | 202, 398 | 236, 069 | 218, 002 | 202, 031 | 197, 495 |
| 経常費用 | 243, 785 | 294, 409 | 282, 074 | 261, 864 | 235, 369 |
| 経常損益 | △41, 387 | △58, 340 | △64, 072 | △59, 833 | △37, 874 |

2 財政援助団体監査

(1) 退職給付引当金等の計上額について (意見)

【公益財団法人札幌交響楽団】

職員の退職に備えて退職金共済等に参加している場合、退職給付引当金として計上すべき金額は、退職給付金期末要支給額から共済等の積立額を控除した額となる。

しかし、当団体で計上している退職給付引当金は、共済等の積立額を控除していないことから、過大な計上になっているものと考えられる。また、退職給付資産については、引当金額が確保されていれば足りることから、当団体で保有している当該資産も、引当金額に連動して見直しが必要となる。

については、今後これらの計上額を精査され、適正額にするよう希望する。

(2) 予算の弾力的な執行管理の方法について (意見)

【同上】

現在の財務会計経理規程では、業務量の増大により収入の増加を伴って支出が増加する場合であっても、支出予算が不足する場合には、補正予算を編成しなければならないことになっている。

については、弾力的な予算執行が可能となるよう規程を整備することで、一層の業務の効率化を図れるものとする。

3 公の施設指定管理者監査

(1) 領収書の取扱いについて改善すべきもの

【公園緑化協会・中島公園コンソーシアム】

領収書を書き損じた場合には、控えと本書に無効処理を施して保管することとなるが、控えはあるが本書が保管されていないものや、控えと本書が無効処理されていないものがあったことから、領収書の適正な取扱いについて徹底されたい。

(2) 見積書等の日付をチェックすべきもの

【社団法人札幌市友会】

物品購入及び業務委託契約に係る見積書・納品書・請求書に日付漏れが多数みられたので、書類のチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 契約書類の作成等を適正に行うべきもの

【株式会社札幌振興公社】

ジャンプ競技場等の指定管理業務において、再委託した業務の契約書中に「別紙仕様書のとおり」と記載され、契約書と仕様書が一体であることが明らかであるのに、仕様書が添付されていないものが多数みられたので、適正な契約書類の作成に努められたい。

(4) 各種書類を正しく提出すべきもの

【同上】

ジャンプ競技場等の指定管理業務に係る各種書類について、次のような事例がみられたので、遺漏のないよう適正に事務を進められたい。

ア 協定書等に定められた提出期限を大幅に過ぎて、市に提出している書類があった。さらにその中には、当該指定管理業務が始まる平成22年4月1日以前に市の承認を得ることが必要な「業務の再委託」の承認願や「利用料金の設定」の承認願が含まれていた。

イ 再委託した業務の中には、市の承認が必要だと認識せず、承認申請していないものがあった。

ウ 市に提出した事業報告書等に記載誤りや記載漏れが多数みられた。

(5) ていねプール利用料金の割引について市の承認を得るべきもの

【稲積公園グループ】

ていねプールの利用料金については、札幌市都市公園維持管理業務協定書に基づき当団体が条例の範囲内で札幌市の承認を得て定められなければならないが、特定のカード所有者等に対し、札幌市の承認を得ずに割引をしていた。

今後、割引をする場合は、同協定書に基づき札幌市の承認を得て行うよう徹底されたい。

(6) 防災計画を策定すべきもの

【社団法人札幌市友会】

時計台の管理業務仕様書で策定を義務付けられている防災計画が策定されていなかったため、早急に策定し、利用者、職員等の安全確保及び文化財保全に努められたい。

(7) 運営協議会の開催を管理業務協定書等のおり行うべきもの

【同上】

時計台及び豊平館の管理業務協定書・仕様書で義務付けられている運営協議会の開催については、6か月に1回以上と定められているが、平成22年度中、時計台では開催されておらず、豊平館では1回のみで開催であった。

運営協議会について管理業務協定書等のおり開催されたい。

(8) 備品の管理について（意見）

【同上】

備品については管理業務仕様書で札幌市と物品使用貸借契約を締結することとなっているが、時計台及び豊平館ともこの契約が締結されていなかった。

特に、豊平館については備品台帳が整備されていない状況にあるが、備品については当団体のみならず札幌市にも管理責任があることから、札幌市と連携して備品の確認作業の実施を進め、適正な備品管理に努められることを希望する。

参 考

監査対象団体の概要

1 出資団体監査

(1) 札幌市森林組合（所管：環境局みどりの推進部）

この団体は、組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的に、昭和17年豊平町森林組合として設立され、その後、昭和36年に豊平町が札幌市と合併したために札幌市森林組合となったものである。

札幌市は、この団体に対し、出資金総額860万円のうち、303万円（出資比率35.2%）を出資している。

平成22年 経営成績及び財政状態

（単位 千円）

| 区 分 | 項 目 | 金 額 |
|----------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 経 営 成 績 | 経 常 収 益 （うち札幌市からの委託料） | A 104,380 (87,830) |
| | 経 常 費 用 | B 103,398 |
| | 経 常 △ 損 益 | C=A-B 981 |
| | 法 人 税 等 | D 120 |
| | 当 期 △ 損 益 | E=C-D 860 |
| | 前 期 繰 越 剰 余 金 | F 190 |
| | 当 期 未 処 分 剰 余 金 | G=E+F 1,051 |
| | 法 定 準 備 金 積 立 額 | H 525 |
| | 次 期 繰 越 剰 余 金 | I=G-H 525 |
| 財 政 状 態 (平成22年12月31日現在) | 流 動 資 産 | J 39,636 |
| | 固 定 資 産 | K 4,245 |
| | 資 産 合 計 | L=J+K 43,882 |
| | 流 動 負 債 | M 4,939 |
| | 固 定 負 債 | N 6,375 |
| | 負 債 合 計 | O=M+N 11,314 |
| | 出 資 金 | P 8,608 |
| | 剰 余 金 | Q 23,959 |
| | 資 本 合 計 | R=P+Q 32,567 |
| | 負 債 ・ 資 本 合 計 | S=O+R 43,882 |

（注）本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

（注）当事業年度は、平成22年1月1日から同年12月31日までである。

(2) 財団法人札幌市水道サービス協会（所管：水道局総務部）

この団体は、水道料金の収納事務、水道メーターの検針等札幌市における水道事業の運営、管理の一端を担うことを目的として、昭和54年に設立されたものである。

札幌市は、この団体に対し、設立時に基本財産500万円の全額を出資したが、その後、平成3年に基本財産は1,000万円に増額されたので、現在の本市の出資比率は50.0%となっている。

平成22年度 事業収支の状況及び財政状態

(単位 千円)

| 区 分 | 項 目 | 金 額 |
|------------------------|------------------------|--------------------------|
| 事業収支 の状況 | 収 入 A (うち札幌市からの委託料) | 1,569,024 (1,517,627) |
| | 支 出 B | 1,536,105 |
| | 当期収支差額 C=A-B | 32,919 |
| | 前期繰越収支差額 D | 205,490 |
| | 次期繰越収支差額 E=C+D | 238,409 |
| 財政状態 (平成23年3月31日現在) | 流動資産 F | 325,018 |
| | 固定資産 G | 398,626 |
| | 資産合計 H=F+G | 723,644 |
| | 流動負債 I | 129,869 |
| | 固定負債 J | 7,245 |
| | 負債合計 K=I+J | 137,114 |
| | 正味財産 L=H-K | 586,529 |
| 負債・正味財産合計 M=K+L | 723,644 | |

(注) 本表は、収支計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

(3) 財団法人札幌市公園緑化協会（所管：環境局みどりの推進部）

この団体は、札幌市の都市緑化事業及び公園緑地事業を推進することにより、公園緑地の円滑な管理運営、健全な利用の増進及び緑化思想の普及啓蒙を図り、もって快適な生活環境づくりに寄与することを目的として、昭和59年に設立されたものである。

札幌市は、この団体の基本財産総額 4,000万円のうち、2,000万円(50.0%)を出資している。

また、札幌市は、公の施設である大通公園他14公園等の維持管理を平成22年度からこの団体に行わせており、平成22年度は、その維持管理に要する管理費用として総額9億5,178万円を支出している。

平成22年度 事業収支の状況及び財政状態

(単位 千円)

| 区 分 | 項 目 | 金 額 |
|---------------------------|----------------------|-----------|
| 事業収支 の 状 況 | 収 入 A | 1,604,460 |
| | (うち札幌市からの補助金) | (394) |
| | (うち札幌市からの委託料) | (18,485) |
| | (うち札幌市からの公の施設の指定管理費) | (951,780) |
| | (うち公の施設の利用料金) | (154,549) |
| | 支 出 B | 1,597,819 |
| | 当 期 収 支 差 額 C=A-B | 6,641 |
| 前 期 繰 越 収 支 差 額 D | 17,217 | |
| 次 期 繰 越 収 支 差 額 E=C+D | 23,858 | |
| 財 政 状 態 (平成23年3月31日現在) | 流 動 資 産 F | 150,219 |
| | 固 定 資 産 G | 672,730 |
| | 資 産 合 計 H=F+G | 822,949 |
| | 流 動 負 債 I | 135,522 |
| | 固 定 負 債 J | 78,423 |
| | 負 債 合 計 K=I+J | 213,945 |
| | 正 味 財 産 L=H-K | 609,003 |
| 負 債 ・ 正 味 財 産 合 計 M=K+L | 822,949 | |

(注) 本表は、収支計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

(4) 株式会社札幌振興公社（所管：観光文化局観光コンベンション部）

この団体は、公共用不動産の取得・処分、駐車場、観光施設、児童遊園施設の経営を行うことを主たる目的として昭和32年に設立されたものである。平成10年には株式会社札幌交通開発公社を吸収合併し、藻岩山ロープウェイ等の事業を引き継いだ。その際、公共用地取得に係る事業目的を定款から削除している。現在は不動産賃貸業、駐車場経営、索道事業等の自主事業のほかに、札幌市が設置した大倉山ジャンプ競技場等の公の施設の管理業務も行っている。

札幌市は、この団体に対し、第54期末で資本金総額4億7,675万円のうち、3億9,175万円を払い込んでおり、全体の88.1%の株式を保有している。

また、札幌市は平成22年度、大谷地パークアンドライド駐車場事業運営に係る経費、藻岩山再整備事業に係る経費等に対して総額4,227万円の補助金を交付するとともに、公の施設である円山公園駐車場、大倉山ジャンプ競技場等の管理運営に要する経費として、総額1億7,780万円を支出している。

第1表 第54期 経営成績及び財政状態

(単位 千円)

| 区 分 | 項 目 | 金 額 |
|---------------------------|---------------------|-----------|
| 経 営 成 績 | 経 常 収 益 A | 2,052,312 |
| | 経 常 費 用 B | 1,985,671 |
| | 経 常 △ 損 益 C=A-B | 66,641 |
| | 特 別 △ 損 益 D | △ 97,506 |
| | 法 人 税 等 E | 2,841 |
| | 法 人 税 等 調 整 額 F | 2,138 |
| | 当 期 △ 損 益 G=C+D-E-F | △ 35,845 |
| | 前 期 繰 越 利 益 H | 797,988 |
| | 繰 越 利 益 剰 余 金 I=G+H | 762,142 |
| 財 政 状 態 (平成23年3月31日現在) | 流 動 資 産 J | 1,129,755 |
| | 固 定 資 産 K | 7,555,065 |
| | 資 産 合 計 L=J+K | 8,684,821 |
| | 流 動 負 債 M | 1,677,735 |
| | 固 定 負 債 N | 3,510,534 |
| | 負 債 合 計 O=M+N | 5,188,270 |
| | 資 本 金 P | 476,752 |
| | 資 本 剰 余 金 Q | 85,848 |
| | 利 益 剰 余 金 R | 2,933,950 |
| | 純 資 産 合 計 S=P+Q+R | 3,496,550 |
| 負 債 及 び 純 資 産 合 計 T=O+S | 8,684,821 | |

(注) 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までである。

第2表 株主、所有株式数及び持株比率

(平成23年3月31日現在)

| 株 主 | 所有株式数(株) | 持株比率(%) |
|----------|----------|---------|
| 札幌市 | 97,504 | 88.1 |
| 北海道観光事業 | 6,240 | 5.6 |
| 札幌商工会議所 | 4,160 | 3.8 |
| (株)北洋銀行 | 1,600 | 1.4 |
| (株)北海道銀行 | 800 | 0.7 |
| 北海道瓦斯(株) | 400 | 0.4 |
| 合 計 | 110,704 | 100.0 |

(注) 持株比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

(5) 公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会
(所管：観光文化局文化部)

この団体は、パシフィック・ミュージック・フェスティバル（以下「PMF」という。）を通じて、若手音楽家に対する世界最高水準のオーケストラ教育を軸にした教育を実施するとともに、その成果を広く一般に提供し、あわせて演奏会その他の音楽の普及に関する事業を行うことにより、次代を担う若手音楽家を育成し、我が国の芸術文化の発展及び向上を図り、もって音楽を通じて世界平和に貢献することを目的として、平成14年に設立されたものである。なお、平成22年8月9日から公益財団法人へ移行している。

札幌市は、この団体に対し、設立時に出資金総額1億3,676万円のうち、1億円（出資比率73.1%）を出資し、現在に至っている。

また、札幌市は平成22年度、PMF 2010事業に係る経費に対し、1億7,520万円の補助金を交付している。

平成22年度 事業収支の状況及び財政状態

(単位 千円)

| 区 分 | 項 目 | 金 額 |
|------------------------|------------------------|----------------------|
| 事業収支 の状況 | 収 入 A (うち札幌市からの補助金) | 654,543 (175,200) |
| | 支 出 B | 665,595 |
| | 当期収支差額 C=A-B | △ 11,051 |
| | 前期繰越収支差額 D | 95,779 |
| | 次期繰越収支差額 E=C+D | 84,727 |
| 財政状態 (平成23年3月31日現在) | 流動資産 F | 112,523 |
| | 固定資産 G | 317,031 |
| | 資産合計 H=F+G | 429,554 |
| | 流動負債 I | 25,167 |
| | 固定負債 J | 0 |
| | 負債合計 K=I+J | 25,167 |
| | 正味財産 L=H-K | 404,386 |
| 負債・正味財産合計 M=K+L | 429,554 | |

(注) 本表は、収支計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

2 財政援助団体監査

(1) 株式会社札幌振興公社

団体の概要については、1(4)参照

補助金の内容

(単位 円)

| 区 分 | 補助金額 | 所管部局 |
|---------------------------|------------|-----------------|
| 大谷地パークアンドライド駐車場運営費補助 | 24,000,000 | 市民まちづくり局総合交通計画部 |
| 藻岩山施設再整備事業費補助 | 18,002,017 | 観光文化局観光コンベンション部 |
| 札幌景観資産「ろいず珈琲館(旧小熊邸)」保存助成金 | 273,000 | 市民まちづくり局都市計画部 |
| 合 計 | 42,275,017 | |

(2) 公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル運営委員会

団体の概要については、1(5)参照

補助金の内容

(単位 円)

| 区 分 | 補助金額 | 所管部局 |
|-----------------------------|-------------|----------|
| パシフィック・ミュージック・フェスティバル2010事業 | 175,200,000 | 観光文化局文化部 |
| 合 計 | 175,200,000 | |

(3) 公益財団法人札幌交響楽団

この団体は、交響管弦楽による音楽芸術の普及向上に関し必要な事業を行い、札幌市及び北海道における文化と教育の振興に寄与することを目的として、昭和37年に設立されたものであり、平成21年10月1日から公益財団法人に移行している。

平成22年度の主な事業は、市内定期公演のほか市外公演など合わせて196回の公演である。

札幌市は平成22年度、この団体の運営に係る経費に対し、1億6,000万円の補助金を交付している。

補助金の内容

(単位 円)

| 区 | 分 | 補助金額 | 所管部局 |
|-------------|---|-------------|--------------|
| 札幌交響楽団運営費補助 | | 160,000,000 | 観光文化局 文化部 |
| 合 計 | | 160,000,000 | |

3 公の施設指定管理者監査

(1) 財団法人札幌市公園緑化協会

団体の概要については、1(3)参照

平成22年度の管理費用等の内容

(単位 円)

| 公の施設名 | 管理費用の額 | 利用料金収入額 | 所管部局 |
|-------------------|-------------|------------|-------------------|
| 大通公園 | 105,587,000 | - | 環境局みどりの推進部 |
| 円山公園 | 25,000,000 | 835,750 | |
| 百合が原公園 | 100,087,000 | 15,617,850 | |
| モエレ沼公園 | 156,517,000 | 19,301,680 | |
| 厚別公園 | 42,951,000 | 19,992,189 | |
| 豊平公園 | 51,565,000 | 1,526,190 | |
| 平岡樹芸センター | 8,707,000 | 12,400 | |
| 札幌市豊平川さけ科学館 | 34,658,000 | - | |
| 平岡公園・清田南公園 | 50,528,000 | 3,696,640 | 環境局みどりの推進部・清田区土木部 |
| 西岡公園・西岡中央公園・吉田川公園 | 28,602,000 | 1,910,400 | 豊平区土木部 |
| 農試公園・発寒西稜公園 | 76,300,000 | 17,827,050 | 西区土木部 |
| 合 計 | 680,502,000 | 80,720,149 | |

(注) 指定管理期間は、平成22年度から平成25年度までである。ただし、札幌市豊平川さけ科学館は平成22年度から平成23年度、西岡公園・西岡中央公園・吉田川公園は平成19年度から平成22年度である。

(2) 株式会社札幌振興公社

団体の概要については、1(4)参照

平成22年度の管理費用等の内容

(単位 円)

| 公の施設名 | 管理費用の額 | 利用料金収入額 | 所管部局 |
|---------------------|-------------|------------|----------------|
| 札幌市円山公園 第一・第二駐車場 | 26,000,000 | — | 環境局 円山動物園 |
| 札幌市ジャンプ競技場等 | 151,808,000 | 36,748,710 | 観光文化局 スポーツ部 |
| 合計 | 177,808,000 | 36,748,710 | |

(注) 指定管理期間は、平成22年度から平成25年度までである。

(3) 公園緑化協会・中島公園コンソーシアム

この団体は、中島公園・豊平川緑地(南7条・南9条・南22条)を管理する指定管理者となることを目的として、平成21年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である中島公園・豊平川緑地(南7条・南9条・南22条)の維持管理を平成22年度からこの団体に行わせており、平成22年度は、その維持管理に要する管理費用として6,600万円を支出している。

平成22年度の管理費用等の内容

(単位 円)

| 公の施設名 | 管理費用の額 | 利用料金収入額 | 所管部局 |
|------------------------------|------------|------------|------------|
| 中島公園・豊平川緑地 (南7条・南9条・南22条) | 66,000,000 | 12,463,995 | 環境局みどりの推進部 |
| 合計 | 66,000,000 | 12,463,995 | |

(注) 指定管理期間は、平成22年度から平成25年度までである。

(4) 公園緑化協会・前田森林公園コンソーシアム

この団体は、前田森林公園・星置公園・明日風公園・山口緑地を管理する指定管理者となることを目的として、平成21年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である前田森林公園・星置公園・明日風公園・山口緑地の維持管理を平成22年度からこの団体に行わせており、平成22年度は、その維持管理に要する管理費用として6,100万円を支出している。

平成22年度の管理費用等の内容

(単位 円)

| 公の施設名 | 管理費用の額 | 利用料金収入額 | 所管部局 |
|-------------------------|------------|------------|-------------------|
| 前田森林公園、星置公園、明日風公園及び山口緑地 | 61,000,000 | 35,225,415 | 手稲区土木部・環境局みどりの推進部 |
| 合計 | 61,000,000 | 35,225,415 | |

(注) 指定管理期間は、平成22年度から平成25年度までである。

(5) 稲積公園グループ

この団体は、手稲稲積公園、北発寒公園及び前田公園を管理する指定管理者となることを目的に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である手稲稲積公園及び北発寒公園の維持管理を平成18年度からこの団体に行わせており、平成22年度からは、これに前田公園を追加し、その維持管理に要する管理費用として4,622万円を支出している。

平成22年度の管理費用等の内容

(単位 円)

| 公の施設名 | 管理費用の額 | 利用料金収入額 | 所管部局 |
|------------|------------|------------|------------|
| 手稲稲積公園 | 36,056,000 | 39,406,525 | 環境局みどりの推進部 |
| 北発寒公園・前田公園 | 10,170,000 | 2,590,360 | 手稲区土木部 |
| 合計 | 46,226,000 | 41,996,885 | |

(注) 指定管理期間は、平成22年度から平成25年度までである。

(6) SORA-SCC共同事業体

この共同事業体は、札幌コンベンションセンターを管理する指定管理者となることを目的として、協定により平成21年に設立されたものである。札幌市は、公の施設である札幌コンベンションセンターの維持管理を平成22年度からこの共同事業体に行わせているが、その維持管理に要する管理費用を負担していない。

平成22年度の管理費用等の内容

(単位 円)

| 公の施設名 | 管理費用の額 | 利用料金収入額 | 所管部局 |
|---------------|--------|-------------|---------------------|
| 札幌コンベンションセンター | 0 | 275,676,930 | 観光文化局 観光コンベンション部 |
| 合計 | 0 | 275,676,930 | |

(注) 指定管理期間は、平成22年度から平成25年度までである。

(7) 社団法人札幌市友会

この団体は、地方自治の諸問題についての調査研究及び市民の自治意識の向上と公共心の醸成を図るための諸事業を行うことにより、地方自治の円滑な運営に寄与することを目的として、昭和60年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市豊平館の管理運営を昭和61年度から、また、札幌市時計台の管理運営を平成10年度からこの団体に委託しており、平成18年度からは両施設ともこの団体を指定管理者として管理運営を行わせ、平成22年度は、その維持管理に要する管理費用として、総額6,211万円を支出している。

平成22年度の管理費用等の内容

(単位 円)

| 公の施設名 | 管理費用の額 | 利用料金収入額 | 所管部局 |
|--------|------------|------------|-------|
| 札幌市豊平館 | 42,202,000 | 4,390,183 | 観光文化局 |
| 札幌市時計台 | 19,916,000 | 29,787,300 | 文化部 |
| 合計 | 62,118,000 | 34,177,483 | |

(注) 札幌市豊平館の指定管理期間は、平成22年度から平成23年度まで、札幌市時計台の指定管理期間は、平成22年度から平成25年度までである。